

令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書のご案内 (10月分から森林環境税がかかる方)

① 納付について

公的年金からの特別徴収税額② < 仮徴収額(4・6・8月の年金天引き額)① の場合

公的年金から特別徴収(天引き)する税額より、実際に4・6・8月の年金から徴収した税額の方が上回る場合は、仮徴収額の一部が還付されます。

年金支払者(厚生労働大臣等)との確認ができ次第、年金支給月の翌月以降に順次、還付のご案内を差し上げます。なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、未納分に充当する場合がございますのでご了承ください。

※市民税・県民税の仮徴収額が還付される場合でも、森林環境税額は10月の公的年金から特別徴収されますのでご注意ください。

② 通知書の確認方法(例)

納税通知書 1 枚目の右上の表より

◎この通知で納める税額

差 引 納 付 額	0
年 税 額 (① + ② + ③)	15,000
給 与 からの 特 別 徴 収 税 額 ①	5,000
公的年金からの特別徴収税額②	10,000
普 通 徴 収 税 額 ③	0
配当割額・株式等譲渡所得割額 所得割額の控除不足額 ④	0
④ の う ち 充 当 額 ⑤	0

公的年金からの特別徴収税額

今年度、公的年金から特別徴収(天引き)する
市民税・県民税額

納税通知書 1 枚目の左下の表より

本年度特別徴収税額 ㊦ (円)		10,000	
本年度	徴収年月		税額 (円)
	仮徴収	令和 6 年 4 月	6,000
		令和 6 年 6 月	6,000
		令和 6 年 8 月	6,000
		仮徴収税額計 ㊥	18,000
	本徴収	本徴収税額計 ㊦－㊥	－8,000
		令和 6 年 10 月	400
		令和 6 年 12 月	300
		令和 7 年 2 月	300

仮特別徴収(仮徴収)税額

4月・6月・8月の公的年金から特別徴収(天引き)する市民税・県民税額

仮徴収額で一部還付が発生する場合

※令和6年度に限り、森林環境税が「本徴収(10月・12月・2月)」から年金天引きされるため、左例の場合、還付額は「②-①8,000円」の額とは異なります。還付額は後日郵送される還付の案内をご確認ください。

森林環境税(国税)1,000円が、
本徴収(10月・12月・2月)で天引きされます。

【問合せ先】越前市税務課

課税について:0778-22-3014

還付について:0778-22-3015

森林環境税(国税)...

令和6年度から一人年額 1,000 円を個人住民税(市民税・県民税)の均等割と併せて、市町村が賦課徴収します。